

「岩手の観光振興に向けて ～ 宿泊業の取組み～」

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 澤田 克 司



当岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、営業施設の改善向上や経営の健全化等の推進を目的として、昭和33年に設立認可された組合で、設立より50周年を迎えることになりました。

県内約370の宿泊施設が組合員として加入しており、「観光立県 岩手県の顔としての自覚をもって、常に快適なご滞在に温かい“おもてなしの心”を添え、出会いを大切に」を心がけ、日々お客様をお迎えしております。

さて、皆様ご承知のように本年7月には、中尊寺をはじめとした平泉の文化が世界遺産として登録される予定でございますし、この世界遺産登録を契機として、岩手県にはたくさんの観光客が訪れると見込まれております。

現在の旅行形態は、団体旅行から個人・小グループへシフトしてきており、観光客のニーズの多様化が進んでいます。

この様に個人旅行が主体となりつつあるなか、インターネットによる宿泊予約が増加してきています。現時点では宿泊予約に占めるネットの割合は10%未満ですが、近い将来には20%台まで伸びると予想されています。

しかしながら、大手の宿泊予約サイトなどでの岩手県の観光情報は、主要な観光地などに比べ、どうしても情報量が少なく、質もあまり充実していません。また東北に関しての特集も少なく、あまり力が入っていないというのが実情です。

こうした状況を踏まえ、岩手県の観光を全国にPRしていくためには、地元の情報を地元の力により創り上げ、全国に向けて発信していく、PRしていくことが必要でありますし、地域の優れた観光資源を如何に商売に結びつけるか、訪れる観光客の皆様にも最大限の満足を提供できるかが重要であります。

従いまして、これから先には、多様なニーズに的を絞った地元だからこそできる高付加価値、地元オリジナルの旅行提案や旅行商品が求められてくるのだと思います。

当組合では、このような外部環境の変化を機会と捉え、まずは、情報発信の強化を目的に、顧客と組合員各社を結びつける双方向型の情報ネットワークシステムを全国中小企業団体中央会の組合等情報ネットワークシステム等開発事業の助成を受け開発することといたしました。

このシステム開発に当たりましては、本組合の組合員の他、岩手県、岩手県立大学、北日本銀行、岩手県旅行業協同組合、中央会等の皆様に開発へ参加して頂きました。

おかげ様で、この3月18日に宿泊観光情報サイト、

「岩手の宿」(<http://www.iwate-navi.jp>)を記者発表させて頂きました。

このサイトは、組合員各社の宿泊プランをはじめ、観光口コミ情報や交通情報を組み合わせて情報を効果的に配信し、岩手の観光をお客様に分かりやすく提供する事を通じて、岩手に訪れる観光客の創造を目指しています。

今後は、さらにお客様や観光客の皆様にも、岩手の良さを提供できるよう、宿泊プランや観光口コミ情報等のコンテンツの魅力を向上させ、あわせてサイト上で様々なイベントなども実施してまいりますので、広く皆様にご利用いただければ、幸いです。

最後に、今回の事業を実施するにあたり、各方面の関係機関の皆様よりいただきましたご協力、ご支援に対して、厚く御礼を申し上げます。

「知事と岩手の産業の夢を語る会」

「盛岡市商工観光施策にかかる盛岡市長との懇話会」開催

去る2月6日(水)に盛岡市のエスポワールいわてで「知事と岩手の産業の夢を語る会」を、2月20日(水)に盛岡市のプラザおでってにて「盛岡市商工観光施策にかかる盛岡市長との懇話会」を開催した。知事との懇談会は今年で第8回目を迎え、今年度は、「農商工連携による地域産業活性化」をテーマに農業、商業、工業に携わる関係者が出席し、農商工の連携による地域産業振興の展開について、意見交換を行った。

また、盛岡市長との懇話会は、初めての試みとして、盛岡市と本会との共催により、盛岡市における商工観光施策のより効果的な展開を図るべく、意見交換を行った。

- 知事と岩手の産業の夢を語る会 -

出席者職氏名(敬称略)

岩手県出席者	
達増 拓也	岩手県知事
田村 均次	〃 商工労働観光部商工企画室長
佐藤 義昭	〃 経営支援課総括課長
橋本 良隆	〃 地域産業課総括課長
小野 正隆	〃 流通企画マーケティング担当課長
中央会出席者	
鈴木 宏延	岩手県中小企業団体中央会会長
谷村 久興	〃 副会長
千葉 俊明	〃 専務理事
藤村 耕人	〃 事務局長
千葉 俊一	〃 事務局次長兼統括指導センター長
業界側出席者	
佐藤 一彦	(株)釜石電機製作所 代表取締役
石村 眞一	石村工業(株) 代表取締役
水戸谷 完爾	東日本機電開発(株) 代表取締役
伊藤 達朗	プリザーブドフラワー-研究開発グループ 代表
田代 勝男	(株)丸辰カマスイ 代表取締役会長
河野 通洋	(株)八木澤商店 専務取締役
阿部 淳也	岩手阿部製粉(株) 代表取締役会長
長坂 清美	デジタルスタジオキャッツ 代表
三塚 浩之	かまいし水産振興(企) 理事長
立花 靖隆	盛岡市材木町(商振)青友会 会長
豊岡 卓司	盛岡市肴町(商振) 理事長

れています。岩手県内の景気については、好調を続けていた製造業が足踏み状態とされ、個人消費が引き続き弱い動きにあるなど、状況の改善はなかなか進んでいないと認識しています。

県民所得の低迷、厳しい雇用情勢、人口の減少、地域医療の確保の問題など、県民生活は様々な危機に直面をしています。

このような状況の中で、危機を希望に変えていくため、力強い産業経済基盤を確立し、質の高い県民サービスの提供体制を構築しながら、県民一人一人が確かな希望を抱ける県土づくり、これを目指す「いわて希望創造プラン」を策定いたしました。この「いわて希望創造プラン」では政策の6本の柱の中に、地域に根ざし世界に挑む産業の育成、日本の食を守る食料供給基地岩手の確立を掲げており、岩手の産業振興に様々な施策を展開してまいる所存です。

今日のこの懇談で皆様からのご意見・ご提言を参考に共に議論し、岩手の産業の発展に努めていきたいと考えております。



懇談の要旨

～はじめに達増知事より～

昨今の国内情勢を見ますと、先行き不透明感があるなか、生産や輸出は堅調で回復が続けているとさ

～畜産への光触媒技術活用～

(株)釜石電機製作所 佐藤 一彦 氏

当社では、光触媒を我々が日常業務で行っている“溶射”という技術を用いて、コーティングする技

術を岩手県工業技術センターとの共同開発にて、開発し、特許を取得しております。

その技術の活用先として、食料基地となっている岩手という地域性から、“畜産”に着目しました。

現在、光触媒をコーティングする装置を、牛舎や鶏舎に試験的に設置させていただいているのですが、臭気の除去だけでなく、生育にも高い効果を示し、成果を昨年国際光触媒展で発表したところ、異色の成果であるということで非常に注目されました。

昨今の原油高騰により、餌代等の高騰など、第一次産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。そのような中で行政側には、こういった生産性の向上のための装置を導入する際の優遇支援策を設けていただければ、第一次産業者は非常に助かるのではないかと思います。

～水産業との連携 販売力の強化へ～

石村工業(株) 石村 眞一 氏

当社ではプラントや機械の製造を行っておりますが、下請けとして受注しているため価格競争を余儀なくされており、海外の影響を受けて技術は向上しても、価格的には非常に厳しい状況になっています。

そこで、最近では自社製品の開発・販売に力を入れ、ペレットストーブを販売しました。電気を使わず、ペレット・薪の両方を使用できるという特色もあり、とても好評です。また、水産技術センターと連携し、ワカメの刈取から塩蔵までを行える装置の研究開発を行っており、普及に向けて今年製造販売しようとしているところです。

自社でストーブを販売してみて痛感したのは、“販売力”を持たなければいけないということです。工業分野、水産分野でも同じことが言えると思います。だからこそ、岩手はこれから“販売力”強化について勉強しなければならないのではないかと考えております。



～有機質肥料による循環型処理システムの構築～

東日本機電開発(株) 水戸谷 完爾 氏

当社では、平成15年に環境事業部を立ち上げ、「健土・健食・健民」をスローガンに、取り組んでいるところです。

最近では鶏糞の発酵分解に力を入れております。従来ですと冬期になると菌の活動が停滞し、十分な発酵ができず、鶏糞が山積みされ、その対応に苦慮していました。そこで、冬期でも活動できる菌を培養し、その菌で発酵させてできた堆肥を特殊肥料として、昨年農家向けに販売を開始しました。昨年の秋に出来具合について聞いてみたところ、生育も良好で、味もよかったです。

農家の方とお付き合いをし、改めて原価計算を試みましたが、労務費が出ませんでした。これでは商売として成り立たないと思い、販路についてのアドバイスをし、1俵あたりの買取り価格も幾分か上がりました。肥料代についても、化学肥料を使っていた前年に比べ、2~3割程度削減でき、農家の方の所得の向上に寄与できたのではないかと思います。

農家が増えれば、肥料を業務用として販売していきたいのですが、現状の300戸程度だと、業務用にするには不足しております。そのためまずは、個人向けに販売していきたいと考えております。将来的に、業務用として販売するようになれば、そこから発生した生ゴミを堆肥にして循環することのできるシステムの構築を目指したいと考えております。

～あじさいの花による地域振興～

プリザーブドフラワー研究開発グループ 伊藤 達朗 氏

当園ではあじさいの花を栽培しているのですが、最盛期を終えたあじさいを切り、プリザーブド加工を行っている農園への出荷を地域の方々と協力して行っていました。その後、振興局からの助言もあり、生花だけを出荷するのではなく、自分たちでも加工を行いそれを出荷しようと考えました。

プリザーブド加工は花を脱色した後、新たに着色し、それを柔軟に加工するものです。出荷先の農園では、脱色に塩素系化合物を使用しております。排水の基準が非常に厳しいこともあり、排水処理施設の費用が1億円もかかっているということでした。そこで当グループでは、排水処理費用を抑えるため、岩手県南技術研究センターと連携し、オゾンを利用した脱色技術の研究を積み重ねてきました。その研究にやっと見通しがついてきたところでございます。

現在ではあじさいの花を 1 本20円の単価で出荷しているのですが、この技術で加工した花であれば最低でも200円でも出荷できる見込みです。これにより、集落で作っている米と同等程度の売上を上げることが可能になるのではないかと考えております。

プリザーブドの需要は高く、現在兵庫県の方に 6 万輪ほど出荷していますが、それでは足りないのが最低でも 10 万輪は欲しいと言われております。無償で農家に配布した苗木から花が採れるようになる 3 年後以降は更に売上の伸びが期待できる場所です。

周辺地域の方々と協力し、あじさいの加工で所得向上、地域振興の一助となればと考えております。

～産学官連携による水産資源の有効活用～

(株)丸辰カマスイ 田代 勝男 氏

当社では、水産資源の有限性を念頭に置き、産業廃棄物として処理されている魚の未利用部位の有効利用を図るとともに、水産産物における医食同源を求め、商品開発を進めております。県や市の補助を受けて鮭頭部の軟骨を利用したコンドロイチン製造技術のシステム化について研究開発を行い、東北経済産業局より新連携にも認定していただきました。

これまで、わが県は原料県ということに甘んじておりましたが、願わくは今後岩手県発の新製品開発ということを目指していきたいと考えております。

また、これまでの研究開発を通じて、異業種との結びつきも非常に大切であると認識しております。

～地域の農商連携による自給率向上への取り組み～

(株)八木澤商店 河野 通洋 氏

最近よく聞かれるようになった“地産地消”と“食育”という活動ですが、私たちも以前から取り組み、その活動を通じて、地域の中で埋もれていた資源、人的資産がどんどん発揮されるようになってきたと感じております。

現在、国で課題となっている食料の自給率の問題に地域としての取組みとして、“地産地消”によって、食料自給率の向上を図るということを行っております。

振興局との取組みの中で、地元の異業者と連携し、遊休農地を利用した大豆等の栽培を行っているところです。

県には岩手がこの国の為になにができるのかという視点で事業構想を考えていただければ、我々中小企業者も喜んで協力いたしますので、このような機会

をもっと設けていただければと思います。

～国産農産物の加工品を海外へ 徹底した国産へのこだわり～

岩手阿部製粉(株) 阿部 淳也 氏

当社の製品の主原料には、もち米をはじめとして徹底して国産にこだわってまいりました。

国産にこだわってきたのは、国産を使うことにより雇用の場が広がるからということからです。しかし、国産だから高いのは当然であるという甘えは捨てなければなりません。

当社の商品は大英航空や JAL に機内食として採用されております。この理由として、衛生的であるということが挙げられます。当社では30年以上前から細菌検査室を作り、衛生に気を遣ってきました。

夢を持って国産農産物の加工品を海外へという思いは今日に至るまで変わりありません。

ただ、岩手県で海外に製品を輸出する場合には、海外保険を無視せず、しっかり加入することが肝要かと思えます。万が一事故などを起こしてしまった際に、莫大な賠償金を請求され、会社が倒産してしまうといった事態が起こることも考えられるからです。



～ITによる農商連携～

デジタルスタジオキャッツ 長坂 清美 氏

私は数年前にリターンしてきたのですが、岩手に戻って感じたことが「IT関係が全然普及していない」ということでした。そこで、パソコン教室やメンテナンス等をスタートしました。

そういったことを進めていく中、周囲の第一次産業の方々へ、物を売ることに少しでも役立てれば、ということで「なにやどやらネット」というホームページを立ち上げました。当初はみなさんのご理解を頂くことに苦労しましたが、3年ほどして認知度も高まり物も売れ始めてきて、現在では1000万円ほどの取引になっております。

こういった地域密着型の商売を行っていくに当た

って行政にお願いしたいことがいくつかあります。

現在、様々なところから聞きながら商売を進めていたりするのですが、販売を始める際に、法律的な問題や決済方法など様々な相談のできる専門窓口を設置していただきたいということです。

また、このような場やお話を地元の方々に直接聞いてもらったり、参加してほしいのですが、どうしても距離という物理的な壁が存在するため中々難しい状況です。ウェブカメラをつければどこからでも見られるような形になると思いますし、それを実現するためにも、インフラの整備をいち早く行っていただきたいと思います。

～水産物流通の新たな仕組みづくり～

かまいし水産振興(企) 三塚 浩之 氏

普段、このような声をよく聞きます。三陸の水産物は良いものがある、この魚をみんなに知ってもらいたい、一工夫すればもっとおいしくなる魚がある、こうすれば子どもたちも魚を食べるのに、といった声です。20 数年間、魚の仲買人をして魚を扱いながら、釜石の魚を知ってもらいたい、こうすればこの魚をもっとおいしく食べられる、仲間たちともそういう話をしておりました。それを広めていかなければ魚食の文化がなくなってしまうのではないかという危機感を覚え、昨年10月に魚関係者 4 名で構成する、かまいし水産振興企業組合を立ち上げました。

水産物流通の新たな仕組みづくりとして、マンション管理組合との連携。ベンチャー企業との販売戦略でのタイアップ。居酒屋等の聞き取りによるマーケティング調査。参加したイベント関係は釜石市が開催するイベントへの参加。岩手県トラック協会主催による「トラックフェスティバル in 釜石」、宮崎県庁前「第1回いっちゃん宮崎・楠並木朝市」、「岩手の市町村応援フェア 2008」、「岩手の産直品 in アイーナ」などの各種水産物関係のイベントへの積極的な参加による釜石産に特化した三陸産水産物の宣伝PR、旬を生かした調理品の試食提供によるつくり方、食べ方の普及を今後も継続して行きたいと思います。

また、個別宅配を利用した、消費者志向の把握や都市住民との連携によるネット販売と販売システムの構築、居酒屋等への旬の情報提供と産地メニューの提案、水産物や地域資源を活かしたツアーの実施、小学生や親子を対象にした調理の指導などを今後も継続して取り組んで行きたいと思います。

知事をお願いしたいことは、まずは夢を頂きたい

ということです。そして、岩手のブランドが何故ブランドであるかということへの理由付けといった、条件整備などをしていただければと思います。

～「よ市」での農商連携～

盛岡市材木町(商振)青友会 立花 靖隆 氏

材木町では、「よ市」が今年で35年目を迎え、通算回数は今年で1000回を数えますので記念イベントを予定しております。

「よ市」は、オイルショックの影響で客足が遠のいていたため、集客のためのイベントということで始まりました。当時はほぼ通りに商店が埋まっているという状況でしたが、それだけでは集客が望めないということで、朝市等に出店している農家の方に声を掛けて出店していただきました。

30年経ち、出店希望の方も増えてきて、現在外部出店の方で70店程度で、生鮮食品が中心となっています。また、対面販売ですから作った方と食べる方が直接お話をし手渡すという形態になっています。凶らずも、地産地消、食の安全ということを実践してきておりました。

また、「よ市」にすれば売れる、お客様とお話が出る、といったことを励みにがんばっていらっしゃる農家の方が多いです。しかし、初期から来ている方々がもう70,80代の方が多くなり、毎年何件か廃業される方もいます。

廃業の理由としては、後継者不足ということが多いです。そうなれば、こちらとしては受けざるを得ないのですが、できれば農家の方が抜けた後には、同じく農家の方を入れたいと考えているのですが、若い世代が少なく、若くても50代、60代の方になります。

「よ市」の中で中心となっているのは、青果を販売される方ですので、もっと若い方々に頑張ってもらえる方法はないものかと考えております。そのための取り組みとして、こちらとしても若い方々に出店していただける土壌を作っていきますので、農家の世代交代を円滑にできるような農業政策を期待しております。

～商店街と農業の繋がり～

盛岡市肴町(商振) 豊岡 卓司 氏

肴町商店街では売るだけでなく、お客様に楽しんでもらえるようなふれ合いを大切にしているので、各種イベントを行っていますが、一過性のものにな

りがちで、同じテーマに絞ったイベントが今まで実施できませんでした。

農商の連携ということですが、元々商店街というのは農業の方と密接な繋がりがあると考えています。秋の収穫でまとまったお金が入り、そのお金で商店街に買い物に行き、そのおかげで商店街も潤っていました。しかし、農家の方もどんどん元気がなくなっていくと、商店街も影響を受け、ただ安いだけの大型ショッピングセンターに行ってしまうというような構図になってしまいます。そこで、農家にスポットを当てて連携する1年を通したイベントというのを考えております。

例えば、田植えや稲刈りの際、体験をしてみたいという人を募集して、田植え、稲刈りの時にそういう方々にお手伝いしてもらい、収穫された米を商店街で売る、というような一年間の流れのものです。

農家と商業は切っても切れない関係にあります。外貨を落とす観光も大切です。平泉の世界遺産認定に併せて一つの新しい産業、観光にしていけたら良いのではないかとこの夢を持ち、春に肴町としても仕掛けて行きたいと思っております。

～おわりに達増知事より～

「いわての危機を希望に変える」ということを県政のスローガンにしておりますが、本日は本当に希望に繋がるお話を聞くことができました。これを大きく花開かせていく必要があると思います。県の事業も様々なものがございますので、各担当部署と頻りに情報交換を行っていただき、力を合わせ、岩手県が本当に希望に満ちた県になるように頑張っていきますので今後とも宜しくお願いいたします。

- 盛岡市商工観光施策にかかるとの懇話会 -

谷藤盛岡市長、鈴木本会会長の挨拶後、平成20年度における盛岡市商工観光施策の概要について盛岡市より説明を受けた。

工業関連施策においては、地域資源等の優位性を活用し、産学官連携、企業誘致、起業家・地場企業の支援等を積極的に推進することを基本方針とした各種の取組について、商業関連施策においては、魅力あふれる商店街づくり、にぎわいと求心力のある商業と多様なサービス業の振興に向けた支援等、各種の取組について、観光関連施策については、

平泉等文化的景観の世界遺産登録、どんと晴れをはじめとする観光資源を活用した観光客の誘致、まちなみ景観づくり、盛岡ブランド等物産の振興等に向けた各種の取組について。

各業界側出席者より、各施策に関する質問、各々の取組や業界が抱える課題、盛岡市の産業振興に向けた提言等、活発な意見が交わされた。

懇談会の総括として、谷藤市長より各業界側出席者の意見を踏まえ、商業、工業、観光における振興策、持てる資源を有効に活用し、業界側の協力を得ながら施策の展開を図る旨、発言された。



出席者職氏名（敬称略）

盛岡市出席者	
谷藤 裕明	盛岡市長
下長根 正則	盛岡市 商工観光部 次長
高橋 輝夫	〃 商工課長
志賀 達哉	〃 観光課長
泉 光信	〃 商工課工業係長
時 公親	〃 商工課商業係長
中央会出席者	
鈴木 宏延	岩手県中小企業団体中央会会長
千葉 俊明	〃 専務理事
藤村 耕人	〃 事務局長
佐藤 信昭	〃 市場開発部長
業界側出席者	
豊岡 卓司	盛岡市肴町(商振) 理事長
渡辺 正行	サンサン青山さん通り(商振) 常務理事
渡辺 公志	盛岡工業団地(協) 理事長
熊谷 信雄	岩手県総合建設業(協) 専務理事
菊池 清三	いわてコレクション実行委員会 事務局長
太田代 洋一郎	(株)ホテル小田島 専務取締役
佐藤 康	(株)ホテル大観 代表取締役副社長
高橋 和良	(株)サーガ CEO
八丸 由紀子	80エンタープライズ,INC. 代表取締役

平成 19 年度組合代表者会議開催

本会では、去る 2 月 12 日（火）盛岡市のメトロポリタン盛岡ニューウイングで、中小企業を取り巻く最新の経済動向の把握と、会員組合とのコミュニケーションを深め、業界の発展と地域振興に資することを目的に、「平成 19 年度組合代表者会議」を開催した。出席組合代表者は約 150 名、来賓として商工組合中央金庫盛岡支店長陳野亮氏、岩手県信用保証協会常務理事廣澤修氏、三井生命保険株岩手支社長高木康一氏、(株)損害保険ジャパン盛岡総合支社長大塚一宏氏、あいおい損害保険株盛岡支店長篠田仁氏にご出席をいただいた。

会議は 3 部構成で行い、第 1 部は各業界・組合がおかれている現状や課題について共通認識を深める場としての「業種別会議」を開催。建設・製造業 1（参加者 16 名）建設・製造業 2（参加者 15 名）商業 1（参加者 15 名）商業 2（参加者 16 名）流通・サービス業（参加者 22 名）の 5 グループにて、それぞれ谷村中央会副会長、藤村事務局長、千葉専務理事、千葉事務局次長、池野副会長が座長となり懇談が行われた。

懇談では、各業界の現状、特に、昨今の原油高による燃料及び原材料等への影響、規制緩和による業界の競争激化、地方財政の逼迫による公共工事等の減少による影響、高齢化・人口減少、大型店の影響による商店街の衰退等への対応等について多くの意見が述べられた。



「業種別会議」・・・建設・製造業 1 及び流通・サービス業の様子

第 2 部は、政治ジャーナリスト・政治評論家 岩見隆夫氏より「どうなる日本の政治と経済」をテーマに講演。

第 3 部では、平成 20 年度支援内容について、国の「農商工連携事業」、県の「いわて希望ファンド地域活性化支援事業」等について紹介し、最後に本会事業の概要について説明を行った。

会議終了後は、本年の中小企業組合及び組合員の発展を祈念し、新春交賀会を兼ねた交流会を開催した。



特別講演 政治ジャーナリスト・政治評論家 岩見隆夫氏



交流会乾杯のご発声 商工中金 陳野亮 盛岡支店長

総会を迎えるにあたって 法改正にご注意を！

3月は、約8割を超える組合が決算を迎えます。

とくに、昨年4月1日に施行された改正組合法により、従来と大きくその対応が変わったため、早めの準備が必要ですのでご留意下さい。

特に、総会を迎えるにあたりましては、決算手続きから総会開催までのスケジュールとその事務手続き及び事業報告書・決算関係書類の記載事項について、主に事業協同組合を例に、そのポイントを解説します。

1 大きく変わった決算から総会までの流れ

(1) 決算関係書類等に関する手続きが明確化

平成19年4月1日、中小企業等協同組合法（以下、中協法）が改正施行され、決算から総会開催に至るまでの手続きが大きく変わりました。

法改正以前の理事は、

- 一．通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない。
 - 二．通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。
- とされていましたが、法改正により、次の3点が改正・明確化されております。

改正点

- 一．決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- 二．理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会開催の通知とともに組合員に提供（書面の場合は郵送）しなければならない。
- 三．組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

(2) 決算関係書類を総会招集通知と併せて組合員に提供

通常総会の招集にあたっては、会議の目的たる事項、すなわち議案を示すことで足りていましたが、改正組合法施行により、通常総会の招集通知を発出するにあたっては、決算関係書類と事業報告書、監査報告を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないこととなっております。

また、事前に提供することが必要なものは、決算関係書類、事業報告書、監査報告ですので、収支予算や事業計画などは事前提供の対象になっておりません。（もし提供されても一向に構いません。）

なお、定款で定めれば組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できますが、この場合には法令による決算関係書類、事業報告書、監査報告を組合員に事前に提供する必要はありません。（注：

総会開催のための理事会は省略できません。)

(3) 監査期間にご注意!

監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む)を提供されてから、原則として4週間をあけることとされました。

このため、監事の監査に要する期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要となります。

ただし、監事が自主的に決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む)の提供を受けてから、4週間を待たずに監査報告を行うことは問題ありません。

以上を踏まえた一般的な通常総会招集の流れは下記フロー図のとおりとなります。

平成 19 年 4 月 1 日以降に招集される通常総会の手続きフロー図

議案の作成

組合は、「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)」及び「事業報告書」を作成しなければならない。(中協法第 40 条第 2 項)

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない。(中協法第 40 条第 5 項)

監事の監査、「監査報告」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した「監査報告」を作成し【 1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間を経過した日、もしくは理事との合意により定められた日のいずれか遅い日【 2】までに「監査報告」の内容を通知しなければならない。(中協法施行規則第 117 条第 1 項)

【 1】: 監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

【 2】: 監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期限を予め定めることは不可(ただし、監事が4週間以内に通知することは可能。)

理事会招集通知の発出【 3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【 4】までに、各理事【 5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。(中協法第 36 条の 6 第 6 項)

【 3】: 理事(監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事)全員の同意があれば招集手続の省略が可能。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 2 項)

【 4】: 短縮が可能(1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間。(中協法第36条の6第6項において準用する会社法368条第1項))。

【 5】: 監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。(中協法第36条の6第6項において準用する会社法368条第1項)

理事会の開催

理事会の開催においては、通常総会の開催及び議案の議決を議決するとともに(中協法第49条第2項) 監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う。(中協法第40条第6項)

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置き、組合員の閲覧に供する。(中協法第40条第10項及び第11項)

総会招集通知の発出【 6】・「事業報告書」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前【 7】までに組合員に到達するように、総会招集通知を発出する(中協法第49条第1項)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない(中協法第40条第7項)。

【 6】: 組合員全員の同意があれば招集手続の省略が可能(この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要。)(中協法第49条第3項)

【 7】: 短縮が可能(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間。)(中協法第49条第1項)

通常総会の開催

2 中協法施行規則に規定されている事業報告書・決算関係書類の記載事項

事業報告書と決算関係書類は、中協法第40条の規定により作成しなければなりません。ここで言う決算関係書類とは、「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分案(又は損失処理案)」です。

いずれも別に定める中小企業等協同組合法施行規則(以下、「施行規則」とします。)の規定に基づいて作成することが義務づけられています。

ここでは、施行規則により事業報告書及び決算関係書類を作成するにあたって留意すべき点について、事業協同組合の記載事項を例として重要部分に限って説明いたします。

(1) 施行規則に規定されている事業報告書の記載事項

施行規則では、事業報告書に記載しなければならない項目として「組合の事業活動の概況に関する事項」「組合の運営組織の状況に関する事項」「その他組合の状況に関する重要な事項」の3つの項目をもって作成することとされており、それぞれの項目については以下に示すように施行規則に定められています。なお、該当しないものは記載の必要はなく、逆に施行規則に定められていないもので、組合として記載すべきと考えられる事項を追加することは差し支えありません。なお、様式については施行規則に特に定めはありませんので、施行規則を理解し組合の実態に応じて作成されるか、別に用意しております様式例に沿って作成されるようお願いいたします。

施行規則が定める事業報告書の記載事項(一部)

組合の事業活動の概況に関する事項

当該事業年度の末日における主要な事業内容

当該事業年度における事業の経過及びその成果

当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達（共済事業の事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

ハ 他の法人との業務上の提携

ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）

その他の組織の再編成

直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない組合にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

対処すべき重要な課題

前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

組合の運営組織の状況に関する事項

前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項

イ 開催日時

ロ 出席した組合員（又は総代）の数

ハ 重要な事項の議決状況

ニ 組合員に関する次に掲げる事項

ホ 組合員の数及びその増減

ヘ 組合員の出資口数及びその増減

役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 役員の氏名

ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当

八 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

(1) 当該役員の氏名

(2) 中協法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第1項の意見があったときは、その意見の内容

(3) 法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第2項の理由があるときは、その理由
職員の数及びその増減その他の職員の状況

業務運営の組織に関する次に掲げる事項

イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）

ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要

施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等

その他組合の状況に関する事項

(2) 施行規則に規定されている財産目録の記載事項

施行規則では大きく分けて次の区分(項目)で財産目録を作成することとされています。

「資産」「負債」「正味資産」

従来と大きく異なる所は「差引正味財産」が「正味資産」に改正されたことです。

なお、それぞれの項目の細分については適当に名称を付した項目に細分できると施行規則に定められています。

(3) 施行規則に規定されている貸借対照表の記載事項

施行規則では大きく分けて次の区分(項目)で貸借対照表を作成することとされています。

「資産」「負債」「純資産」

従来と大きく異なる所は「純資産」の部の表示です。「資本の部」が「純資産の部」に変わり「組合員資本」と「評価・換算差額等」に区分されました。「組合員資本」には、「出資金・未払込出資金・加入金・増口金・教育情報費用繰越金・組合積立金・特別積立金・周年記念事業積立金・役員退職給与積立金」があります。「評価・換算差額等」は、「其他有価証券評価差額」が規定され、其他有価証券を所有しない組合は対象になりませんが、商工中金が民営化後その出資金の時価が変動する場合などが科目の対象となります。また「評価・換算差額等」には「脱退者持分払戻勘定」を表示します。

なお、教育情報費用繰越金を「純資産」に移し、取り崩しを任意に行うよう改正されました。

(4) 施行規則に規定されている損益計算書の記載事項

施行規則では大きく分けて次の区分(項目)で損益計算書を作成することとされています。

「事業収益」「賦課金等収入」「事業費用」「一般管理費」「事業外収益」「事業外費用」「特別利益」「特別損失」

これら各項目について更に細分する場合は、適当な名称の科目に細分できます。施行規則にはそれぞれの区分について細分した科目例が記載されています。各組合で実状に応じて科目設定されると良いでしょう。

(5) 施行規則に規定されている剰余金処分案の記載事項

施行規則では大きく分けて次の区分(項目)で剰余金処分案を作成することとしています。

「当期末処分剰余金」「組合積立金取崩額」「剰余金処分量」「次期繰越剰余金」

従来と大きく異なったのは「組合積立金取崩額」が規定されましたが、「脱退者持分払戻額」は剰余金処分案から外れました。組合積立金には「特別積立金・周年記念事業積立金・役員退職給与積立金」等がありますが、「周年記念事業積立金取崩」は損益計算書の事業収益の部に、「役員退職給与積立金取崩」は役員退職金の減算として損益計算書に表示されますので留意してください。よって剰余金処分案の組合積立金取崩額として計上されるのは、出資配当金に充てるため取り崩される特別積立金と、会館建設積立金取崩となります。

(6) 施行規則に規定されている損失処理案の記載事項

施行規則では大きく分けて次の区分(項目)で損失処理案を作成することとしています。

「当期末処理損失金」「損失てん補取崩額」「次期繰越損失金」

従来と大きく異なったのは「損失てん補取崩額」が規定され、細分として「組合積立金取崩」「利益準備金取崩」「資本剰余金取崩」とされた点です。

(7) 脱退者持分払戻計算書(新設様式)

脱退者の持分計算について施行規則には特段の規定はありませんが、剰余金処分案に脱退者持分払戻額が入らなくなったので、年度末の脱退者持分を計算する際に使用する「脱退者持分払戻計算書」を作成し、算出額を払い戻すことが妥当です。なお、この計算書は「持分全部(時価評価による組合正味資産から算出した持分)払戻の組合」及び「出資額限度払戻の組合で、時価評価による組合正味資産が出資金額未満の組合」が作成します。

以上の事業報告書及び決算関係書類の作成については、各組合で施行規則の内容をよく理解し作成されることが必要です。なお中央会では、事業報告書及び決算関係書類の様式例を作成しております。必要な場合は中央会までご連絡下さい。

- 労働契約法(平成20年3月1日施行)の概要について -

就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり、個別労働紛争が増えています。この紛争の解決の手段としては、裁判制度のほかに、平成13年から個別労働紛争解決制度が、平成18年から労働審判制度が施行されるなど、手続面での整備は進んできました。しかし、このような紛争を解決するための労働契約についての民事的なルールをまとめた法律はありませんでした。

このような中で、昨年12月に「労働契約法」が制定され、労働契約についての基本的なルールがわかりやすい形で明らかにされました。

この労働契約法は、本年3月1日から施行されましたのでその概要をご紹介します。

< 労働契約の基本ルール >

対等の立場の合意原則を明確化（第3条第1項）

均衡考慮及び仕事と生活の調和への配慮を規定（第3条第2項、及び第3条第3項）

誠実な行動が求められ、権利の濫用は禁止（第3条第4項・第5項）

情報の提供等、契約内容の理解を促進（第4条第1項）

契約内容（有期労働契約に関する事項を含む）をできるだけ書面で確認（第4条第2項）

安全配慮（第5条）

< 労働契約の変更の場合 >

合意原則の明確化

一方的な就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと

労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況、その他の就業規則の変更に係る事情を考慮して、就業規則の変更が合理的な場合は労働条件が変更されること

< 労働契約の継続・終了の場合 >

解雇の権利濫用は無効（労働基準法から移行）

懲戒の権利濫用は無効

< 有期労働契約を結ぶ場合 >

契約期間中はやむを得ない事由がある場合でなければ、解雇できないことを明確化

契約期間が必要以上に細切れにならないよう、使用者に配慮を求める

【チェック！】就業規則の変更については、裁判で次のような考え方が示されています。

新たな就業規則の作成又は変更によって、既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課すことは、原則として許されないが、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者においてこれに同意しないことを理由として、その適用を拒否することは許されない。（秋北バス事件 最高裁判決）

定年を延長する代わりに給与が減額された場合において、その合理性の有無の判断に当たっては、就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきである。（第四銀行事件 最高裁判決）

賃金体系の変更により大幅な不利益を生じさせる場合には、一方的に不利益を受ける労働者について不利益性を緩和するなどの経過措置を設けることによる適切な救済を併せ図るべきであり、それがなくままに一部の労働者に大きな不利益のみを受忍させることには、相当性がないものというほかはない。

一部の労働者が被る不利益性の程度や内容を勘案すると、賃金面における変更の合理性を判断する際に労働組合の同意を大きな考慮要素と評価することは相当ではないというべきである。（みちのく銀行事件 最高裁判決）

景況感は依然停滞(平成 20 年 1 月)

全体の概要

前月と同様に、燃料小売業や卸売業等一部業種で販売価格の上昇がみられたものの、そのほとんどは収益性の改善には至っていない。また、その他の多くの業種では、消費の抑制、公共工事の減少等により売上高が減少した一方、燃料や原材料価格の高騰等により収益性の悪化が目立つ等県内中小企業の景況は依然厳しく、更に、米国経済の減速も加わって先行きが懸念される状況である。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

依然として、商品の動きが悪い。初売り等一時的な期間が過ぎると動きが止まってしまう。燃料価格等の上昇もあり、消費心理は相当冷え込んでいるのではないかと懸念されている。原材料費も高止まりしており、収益状況は大変厳しい状況。

木材・木製品製造業

相変わらず原木不足は解消されていない。輸入チップ、中国向け古紙とも国産チップより価格アップしている。県内では、合板業界との競争もあり、製紙会社に対し、チップ価格の大幅なアップを要請しなければ事業継続が危ぶまれる。

印刷・同関連製造業

今年に入り、再度紙の値上げ、インキの値上げの知らせが有り、対応に各社とも苦慮していた。しかし、再生紙の偽造、インキの偽造が報道されて、値上げは当分無い様だが、先行き不透明の状況が続く。

一般機器製造業

昨年比では受注量は減少しているが、安定している。なお、非鉄の一部材料が値上がりしているが、今のところ予想より価格は安定している。

各種商品卸売業

共同物流事業の配送業務を委託している運送業者から燃料価格の高騰による運賃値上げの要請を受けている。

食肉小売業

飼料の価格が高騰を続ける中、特に鶏肉においては、輸入品が減少していることもあり、品不足が重なっており、総じて販売価格は上昇している。

商店街（一関市）

気になる初売りは郊外店は1日、商店街が2日と分散型となり、結果として、郊外店はまずまずの結果となったが、商店街は閑散とした売出しであった。商店街は1月度においても、低調のまま推移した。

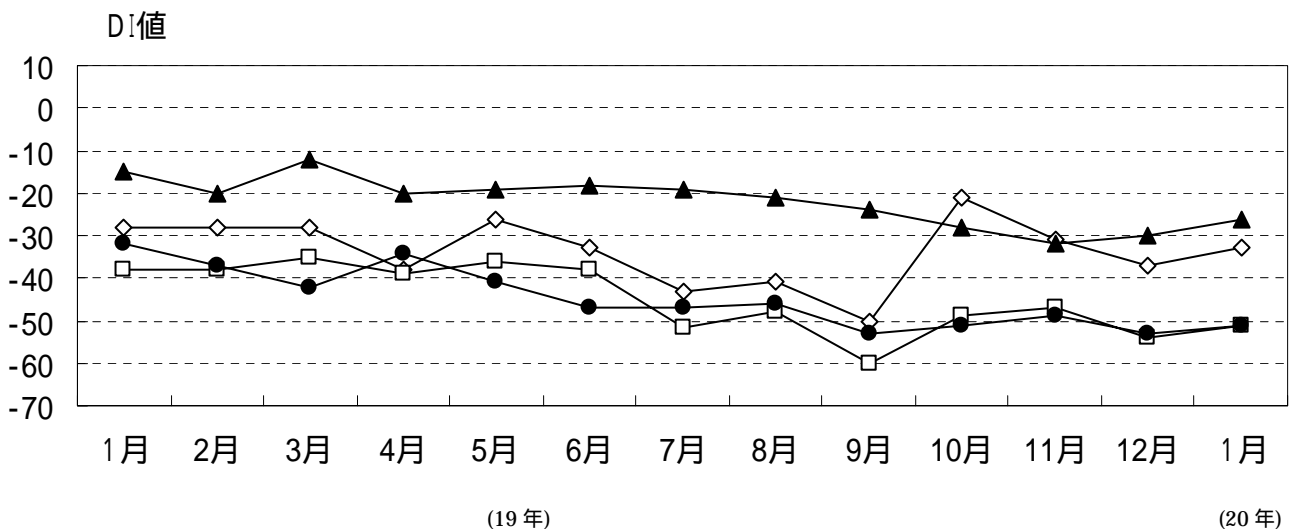
建物サービス業

原油高騰による資材等の値上げが出てきた。新年度は、人件費のアップに加え、資材費のアップ率を加味しないと見えないが、官公庁関係の予算は相変わらず厳しいと見ている。

土木工事業（大船渡市）

建築確認の法改正により、新規物件の発注に遅れが生じている。景況感は好転の兆し無し。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ（H19年1月～H20年1月）





～ 先進組合事例のご紹介 ～

全国中央会が、毎年、共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している先進組合事例抄録から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

仙台自動車整備工業団地協同組合

所在地	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町三丁目3番23号		設立	昭和40年7月		
出資金	41,470千円	電話番号	022-284-0106	F A X	022-238-5330	
地区	仙台市	主な業種	自動車車体製作業・整備業		組織形態	同業種同志型組合
組合員数	20人	専従理事	なし		組合従業員	8人
U R L	http://www.sjd-car.com/					

組合並びに組合員の活性化を図るため、組合並びに組合員の共同出資による(株)オートテクノ21を設立し、組合事業として馴染まない共同受注事業を行っている。

背景と目的

平成元年に工場等集団化事業の第二次高度化事業として「組合会館」を新設し、組合として各種共同事業を積極的に実施してきた。しかし、共同受注事業も年々競争が激しくなり、特に「官公需」は競争入札制度の強化等により厳しくなっている。このため、高度化資金等借入金返済財源の確保並びに組合員の活性化を図るため共同受注のあり方を見直して共同出資会社を設立した。

事業・活動の内容

新たな事業として一般ユーザーを対象とした車輛の販売事業、リース事業、レンタル事業等は組合事業として馴染まないものであり、共同受注事業は民需部門を分離し共同一括受注事業とし（官公需部門は従来通り組合事業）、組合並びに組合員全員の共同出資による「(株)オートテクノ21（資本金30,000千円）」を設立し事業を行っている。「(株)オートテクノ21」の事業はソフト事業であり、従業員は全て組合の職員が兼務しており、兼務職員（2名）が主体となり組合事業である官公需の開拓と併せ県内各地を巡回訪問し営業活動を行っている。

成果

年度毎に利益計画を立案し計画的に運営しており年々業績は向上している。17年度は前年度に比べ車輛等の売上高は微増であり、修理売上高14.9%減少したが、リース事業等は15.2%増加したことにより若干ではあるが全体として増加となった。今後の方向として、他業者との競合が比較的低い分野をターゲットとして営業活動を展開することとしている。

～ 岩手県中小企業団体中央会第53回通常総会開催(予定)のご案内 ～

日時：平成20年5月14日(水) 15:00～

場所：盛岡市 ホテル東日本（盛岡市大通三丁目3番18号 TEL:019-625-2131）

主要日誌（2月1日～2月29日）

中央会主催事業	
2/5	改正経理基準講習会
2/6	知事と岩手の産業の夢を語る会
2/12	組合代表者会議
2/18	第2回異業種交流支援事業
2/20	盛岡市商工観光施策にかかる盛岡市長との懇話会 組合運営基礎研修会
2/22	商工中金転換推進説明会
2/26	情報連絡員会議
2/27	官公需懇談会
関係機関・団体主催行事への出席等	
2/6	中小企業支援相談会
2/9	盛岡地区起業家セミナー
2/14	起業家支援講演会 自殺予防対策推進協議会
2/17	河南地区パワーアップセミナー
2/18	人材確保推進員合同会議
2/22	岩手県地域労使就職支援機構
2/25	外国人研修・技能実習制度研修会
2/27	健康保険事業懇談会 盛岡地域地場産業振興センター委員会
2/28	岩手県産官学連携連絡会 労働契約法説明会 第3回県央地場産業振興研究会
2/29	貸付審査委員会